

第5回宇宙活動法技術基準小委員会 議事要旨

1. 日時：平成29年8月1日（火） 10:00-12:00

2. 場所：内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

山川座長、青木委員、川井田委員、小林委員、中島委員、中須賀委員、
福地委員、渡邊委員

(2) 事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

佐伯審議官、山口参事官、高倉参事官、佐藤参事官

4. 議事要旨

(1) 宇宙活動法に基づく内閣府令案及び審査基準案について

事務局から、宇宙活動法に基づく内閣府令案及び審査基準案、ヒアリング時に出された意見に対する考え方について、資料に基づき説明が行われた。説明の後、委員から次のような指摘・意見等があり、これらを反映した修正を施したうえで、今後パブリックコメント（意見募集）を実施することとなった。

○ロケット安全基準及び型式別施設安全基準において「火工品の安全要求」とあるが、液体燃料ロケットの着火装置は火工品に該当しないため、着火装置等の安全要求については火工品に限定するべきではない。

○人工衛星の構造基準、管理の措置等について、分離時の措置については考慮されているが、「このとり」の国際宇宙ステーションへの結合など、他の人工衛星等と結合する観点が抜けているため、追加すべきである。

○許認可の申請者が審査基準を誤って解釈してしまわないよう、ガイドラインが重要となるため、今後の策定にあたりその内容を充実させてほしい。

○標準処理期間だけでなく、許認可の申請書を打上げ実施のどの程度前までに提出する必要があるのか、時期の目安についても示すべきではないか。

(2) その他

事務局から、今後の予定等について連絡が行われた。

以上